

よくあるご質問

全国の水難救済会や救難所から社団法人 日本水難救済会へ寄せられるご質問にお答えします。

Q1. なぜ訓練をするのですか？

A. 海難救助出動に備え、常日頃から救難器具の整備点検を実施して取扱いに習熟するとともに、救難現場では指揮者の命令のもとで団体行動がとれるよう、訓練を通じて知識技能を修得するためです。平成16年からは一般市民の方でもAED（自動体外式除細動器）が使用できるようになったため、その取扱い方法についても取り入れています。

Q2. 訓練の種類には、どのようなものがありますか？

A. 次の2種類です。詳細は、毎年度初めに作成配布する「救助訓練事業実施要領」をご覧ください。

(1) 指導者研修

救難所における救助員、または将来リーダーとして活躍が期待される救助員に対する研修で、沿岸海域の海難発生と救助、応急手当、心肺蘇生法などについて、主として座学で研修を行います。毎年本会が指定する、4ヶ所の地方水難救済会の主催によって行っています。

(2) 救難所員実地訓練

毎年本会が地方水難救済会別にその年の実施を指定しています。部隊点検、機器点検などの基礎訓練と、遭難船救助、行方不明者捜索救助、火災船救助などの応用訓練を行います。

Q3. 訓練の指導は、誰にお願いするのですか？

A. 主に最寄りの海上保安機関に指導者の派遣を依頼しますが、応急手当や心肺蘇生法については消防機関にお願いする場合があります。

Q4. 訓練経費はどのくらい補助されますか？

A. 指導者研修と救難所員実地訓練については、日本財団から交付された補助金を配分します。基本的には、訓練実施要領で定めた標準経費の80パーセントが助成されます。

Q5. 救命索発射器の火薬など消耗品の価格も高く、訓練経費が予算をオーバーして赤字になる状況なのですが…？

A. 訓練経費が標準より少なく済んだ救難所があった場合、全体予算に余裕が生ずることもあります。このような時は、標準経費をオーバーした訓練にも助成金を出せる場合があります。

Q6. 最近新設された救難所です。実地訓練を行いたいのですが、具体的にはどのようにすればよいのですか？

A. 各地区水難救済会にその年の助成金の対象となる訓練回数を指定しておりますので、所属する水難救済会に連絡をお取り下さい。

新設救難所には、本会から「救難所員訓練必携」「海難救助作業マニュアル」「海難救助訓練事務実施の手引き」「〇〇年度救助訓練実施要領」を配布しておりますので、これを参考に訓練を行って下さい。また、最寄りの海上保安機関に相談し、訓練実施計画の作成と、訓練の指導を受けて下さい。

Q7. 訓練実施報告書の作成要領等について、記載方法などを教えてください。

A. 報告書の作成要領は、本会から「救難所員実地訓練実施報告書」用紙を配布してありますので、これをご利用下さい。

(1) 「所見欄」は所長の訓練に対する感想で、今後の訓練のあり方等の資料となるものですので、なるべく詳細に記載して下さい。

(2) 写真は、各コマでサービス版10枚程度で結構です。

(3) 地元新聞社等に訓練実施について通知し、掲載記事はコピーして報告書に添付して下さい。

(4) 経費明細書には、救難所長・支部長の確認と押印が必要です。

Q8. 報告書の提出時期および補助金の交付時期等はいつですか？

A. 報告書はできれば訓練終了後2ヶ月以内に提出して下さい。

訓練経費の補助金につきましては、報告書に記載された金額と領収書等を本会で詳細にチェックし、計算します。特に、1～3月は年度末作業となりますため、2月末までの提出を厳守して下さいませよう、お願い申し上げます。それ以後になると、補助金を出せなくなる場合もございますので、ご注意下さい。

Q9. 訓練奨励金について説明して下さい。

A. 「日本水難救済会人命救助訓練奨励金交付規則」に基づき指導者研修および実地訓練に参加した救難所員に対し、1人1,000円を奨励の意味で支給いたします。ただし、これは基金利息が財源であり、金利の動向に左右されるため、支給人数が年により変動いたします。現在は、上限人数を17名としております。

Q10. 救助出動報告書の様式が船舶事故用と人身事故用に分かれていますが、その違いは何ですか？

A. 報告書の作成に当たって、船舶事故として扱うべきか人身事故として扱うべきか迷われることがあると思いますが、本会では乗船者が1人の場合の落水、負傷、病気は「船舶事故」として、乗船者が2人以上の場合で1人が落水した時は「人身事故」として取り扱っています。

これは事故に遭った船舶が操船可能な状態であったかどうかの違いにより、扱いを分けているためです。また、手漕ぎボートやカヌーなど、エンジンの付いていない舟艇や水上オートバイの事故はすべて「人身事故」として取り扱っています。

Q11. 出動報奨金とはどういう性格のものですか？

A. 出動報奨金は海難救助に従事した救難所員の活動が社会的に賞賛されるべき行為であるとして、報奨の意味で個人個人に交付されるものです。

Q12. 出動報告書の提出期限はいつまでとなっていますか？

A. 出動後、原則として2ヶ月以内に地方水難救済会を経由して本会に提出していただくことになっています。

Q13. 出動報奨金の額について教えてください。

A. 日本水難救済会出動報奨金交付規則によりますが、4時間未満の出動が5,000円、4時間以上24時間未満が6,000円、24時間を過ぎ48時間まで出動したものは加算額が3,000円、24時間以降初めて出動し、48時間までのものが3,000円です。

上限人数は1救難所当たり、それぞれ50名、50名、30名、30名ですが、1海難に複数の救難所が出動した場合は、全体でそれぞれ100名、100名、60名、60名となっています。